

令和2年度版

移住・就業支援事業補助金の御案内

御前崎市
企画政策課

目 次

	頁
1 対象者	1
2 対象となる移住、就業、起業	4
3 補助金の額	5
4 申請書類	7
5 交付の条件	11
6 補助金の返還	11
7 申請の期限	12
8 問い合わせ先、申請書の提出先・提出方法	13
(参考) 申請書の記入例	14

1 対象者

次の（１）と（２）の両方を満たす方が対象者となります。

<平成31年4月1日から令和元年12月31日までに移住された方>

（１） 次のア、イのいずれかに該当する必要があります。

ア 移住※1する直前に、連続して5年以上、東京23区に在住していたこと。

イ 移住する直前に、連続して5年以上、東京23区以外の東京圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）のうちの条件不利地域※2以外の地域に在住し、かつ、移住する3か月前の時点において、連続して5年以上、東京23区の法人等への通勤※3又は法人経営者若しくは個人事業主として東京23区に通勤をしていたこと※4

※1 「移住」とは、住民票を御前崎市に異動し、生活の本拠を御前崎市へ移すことをいいます。また、移住する直前とは移住先の住民票記載の「転入日」を指します。

※2 「東京圏のうちの条件不利地域」とは、以下のとおりです。

東京都：檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村

埼玉県：秩父市、飯能市、本庄市、ときがわ町、横瀬町、皆野町、小鹿野町、東秩父村、神川町

千葉県：館山市、勝浦市、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市、東庄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町

神奈川県：山北町、真鶴町、清川村

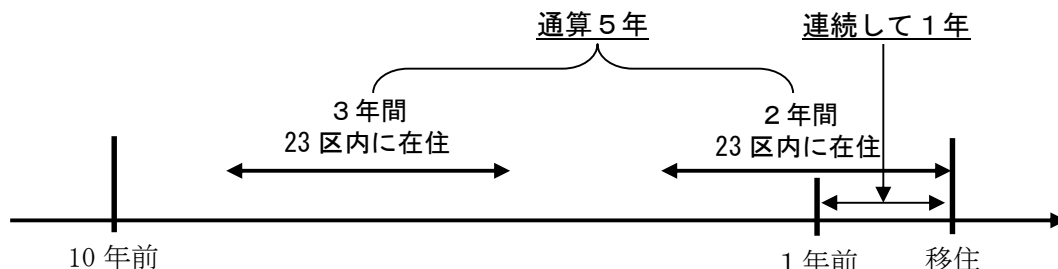
※3 「法人等への通勤」とは、雇用保険の被保険者としての通勤に限ります。

※4 5年以上通勤していた東京23区の法人等や、法人経営者、個人事業主を辞めてから、御前崎市に移住するまでの間に、静岡県とは異なる都道府県内の法人等に雇用保険の被保険者として雇用されていた場合は対象外となります。

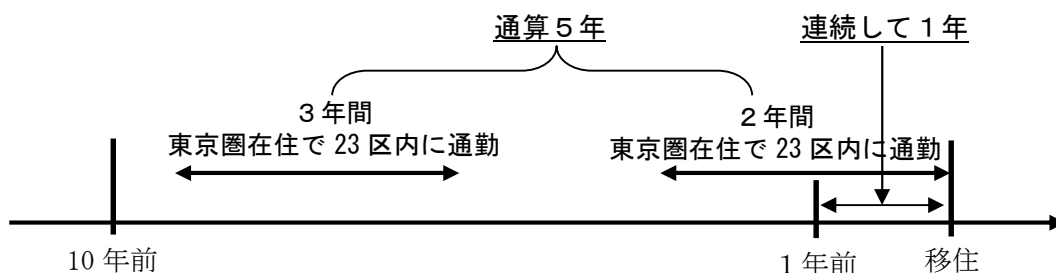
<令和2年1月1日以降に移住された方>

(1) 次のア、イのいずれかに該当する必要があります。

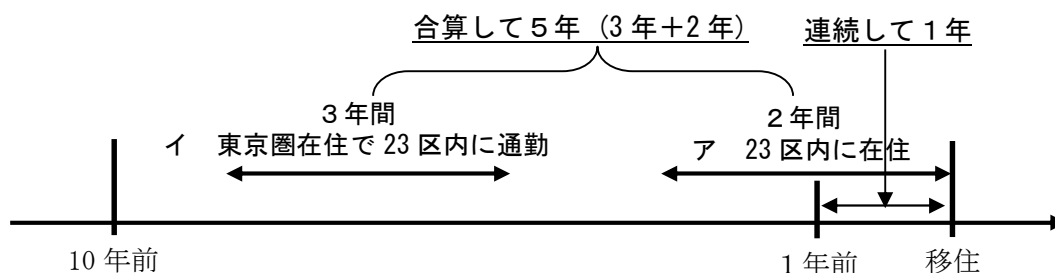
ア 移住※1する直前の10年間のうち通算5年以上、かつ、移住する直前に連続して1年以上、「東京23区内に在住していたこと」



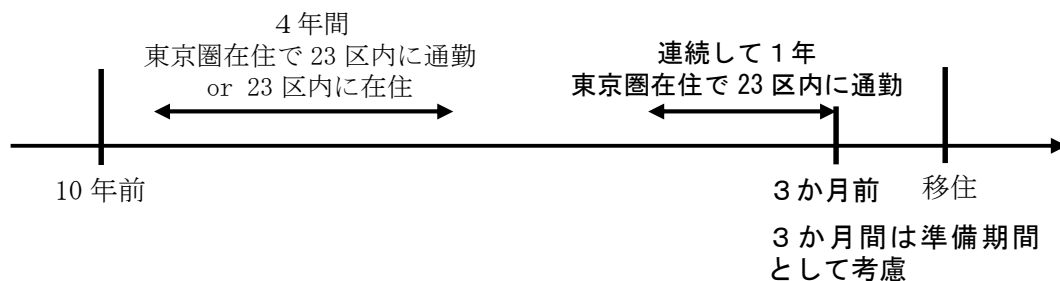
イ 移住する直前の10年間のうち通算5年以上、かつ、移住する直前に連続して1年以上、「東京23区以外の東京圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）のうちの条件不利地域※2以外の地域に在住し、東京23区内の法人等への通勤※3をしていたこと」



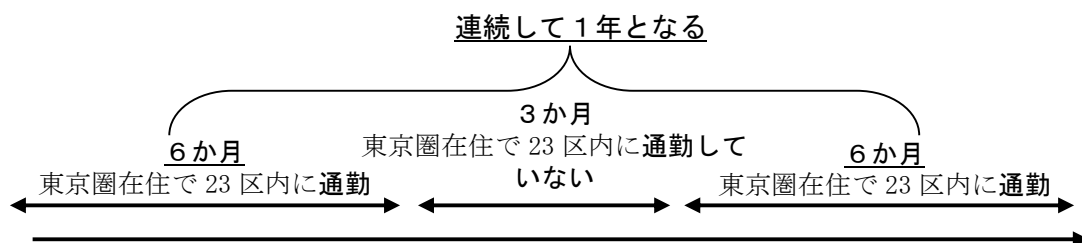
(注1) 「ア 東京23区内に在住していたこと」と「イ 東京23区以外の東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内の法人等への通勤をしていたこと」を合算して、「移住する直前の10年間のうち通算5年以上、かつ、移住する直前に連続して1年以上」を満たしても対象となります。



(注2) 「移住する直前に連続して1年以上、東京23区以外の東京圏に在住し、東京23区内の法人等への通勤」の「1年以上」の期間については、移住する3か月前までを起算点とすることができます。



(注3) 「移住する直前に連続して1年以上、東京23区以外の東京圏に在住し、東京23区内の法人等への通勤」の「連続して」の「通勤」については、3か月以内の通勤していない期間であれば、連続しての通勤として取り扱います。



※1 「移住」とは、住民票を御前崎市に異動し、生活の本拠を御前崎市へ移すことをいいます。また、移住する直前とは移住先の住民票記載の「転入日」を指します。

※2 「東京圏のうちの条件不利地域」とは、以下のとおりです。
 東京都：檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村
 埼玉県：秩父市、飯能市、本庄市、ときがわ町、横瀬町、皆野町、小鹿野町、東秩父村、神川町
 千葉県：館山市、勝浦市、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市、東庄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町
 神奈川県：山北町、真鶴町、清川村

※3 雇用者としての通勤の場合は雇用保険の被保険者としての通勤に限ります。また、法人経営者、個人事業主、公務員として23区内へ通勤していた方も対象となります。

(2) 次のア～オの全てに該当する必要があります。

- ア 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- イ 日本人、又は外国人で永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- ウ 移住する直前に在住していた市区町村において、最近1か年市区町村税を滞納していないこと。
- エ 当該補助金に類する他の補助金で、市長が指定する補助金の交付を受けていないこと。
- オ その他市長が不相当と認めた者でないこと。

2 対象となる移住、就業、起業

1 の対象となる方が

『(1) の要件を満たす移住、かつ、(2) の要件を満たす就業』、又は
『(1) の要件を満たす移住、かつ、(3) の要件を満たす起業』に該当する場合、
補助金支給の対象となります。

(1) 移住に関する要件

次のア～ウの全てに該当する必要があります。

- ア 平成31年4月1日以後に移住したこと。
- イ 補助金の申請時において、移住後3か月以上1年以内であること。
- ウ 御前崎市に、補助金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

(2) 就業に関する要件

次のア～キの全てに該当する必要があります。

- ア 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
- イ 就業先が、都道府県が補助金の対象としてマッチングサイト※5に掲載している求人であること。
- ウ 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務※6を務めている中小企業等への就業でないこと。
- エ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて中小企業等に就業し、かつ、申請時において当該中小企業等に連続して3か月以上在職していること。
- オ マッチングサイトに上記イの求人が補助金の対象として掲載された日以降に同求人への応募をした※7こと。

カ 就業した当該中小企業等に、補助金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

キ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

※5 「マッチングサイト」とは、静岡県が東京圏の求職者と本県の中小企業等のマッチングを図るためのサイト「しずおか就職net」や、その他の都道府県が同様の目的で開設するサイトをいいます。

しずおか就職ネット (<https://www.koyou.pref.shizuoka.jp/sp/>)

※6 「経営を担う職務」とは、以下をいいます。

○会社（株式会社、合名会社、合資会社、合同会社）

取締役、会計参与、監査役

○社会福祉法人

理事、監事、評議員、会計監査人

○医療法人、NPO 法人

理事、監事

※7 「応募をした」とは、採用面接の申込みを行ったことをいいます。

(3) 起業に関する要件

静岡県が実施する地域創生起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を1年以内に受けていること（起業支援金の詳細については、起業支援金事務局「(公財) 静岡県産業振興財団 054-254-4511」へお問い合わせください。）。

3 補助金の額

補助金の額は次のとおりです。

区分	補助金の額
単身での移住の場合	60万円
2人以上の世帯※8での移住の場合	100万円

※8 2人以上の世帯については、次のア～オの全てに該当する世帯に限ります。

ア 補助対象者を含む2人以上の世帯員が移住する前の居住地において、同一世帯に属していたこと。

- イ 補助対象者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。
- ウ 補助対象者を含む2人以上の世帯員がいずれも、平成31年4月1日以降に移住したこと。
- エ 補助対象者を含む2人以上の世帯員がいずれも、申請時において移住後3か月以上1年以内であること。
- オ 補助対象者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

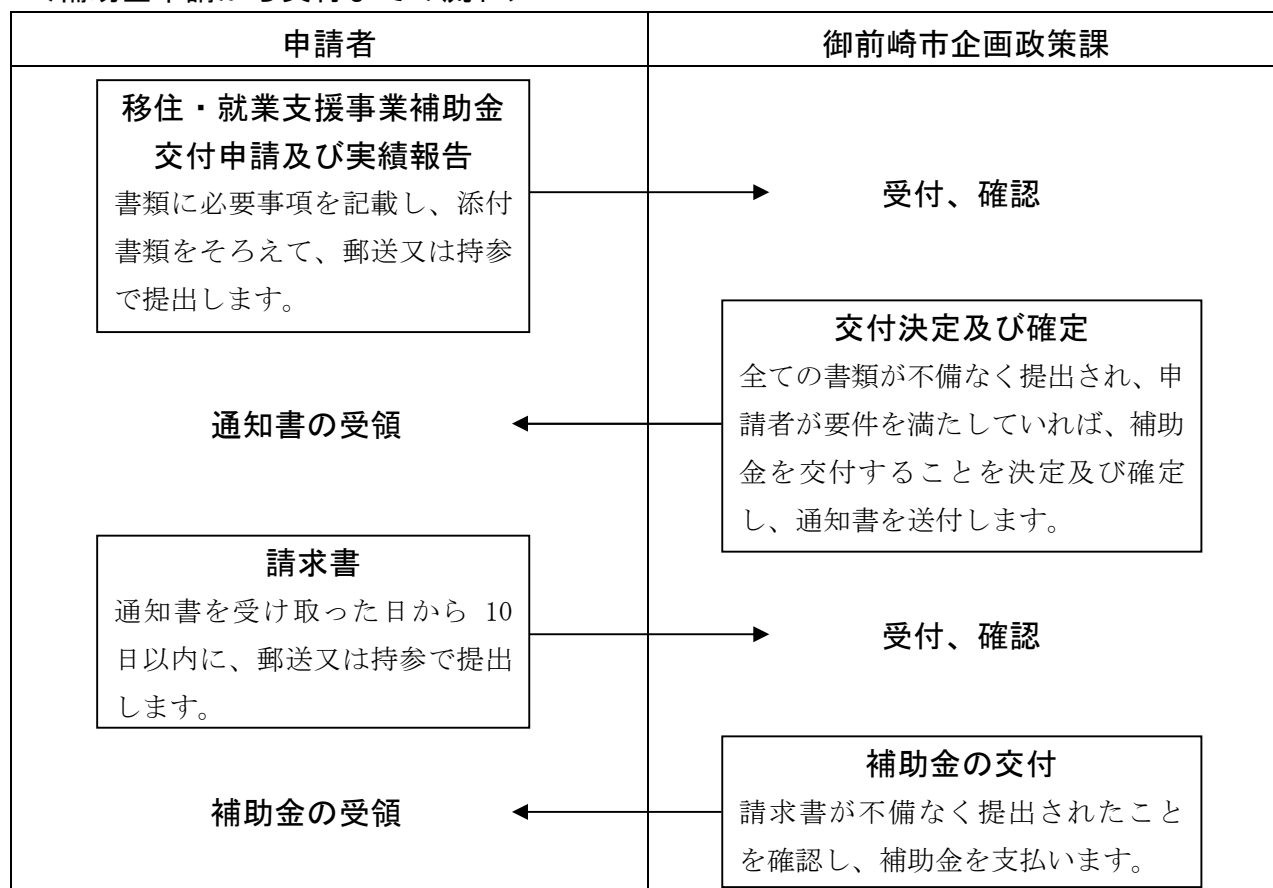
4 申請書類

補助金の申請に当たっては、次の書類を提出してください。

区分	申請書類チェック欄	
(1) 23区内に在住していた方	① 移住・就業	8ページ
	② 移住・起業	8ページ
(2) 東京圏に在住し、23区内の法人等に通勤していた方	① 移住・就業	9ページ
	② 移住・起業	9ページ
(3) 東京圏に在住し、23区内に通勤していた法人経営者又は個人事業主であった方	① 移住・就業	10ページ
	② 移住・起業	10ページ

※(1)と(2)、(1)と(3)の合算の場合は、双方を証する書類が必要となります。

<補助金申請から交付までの流れ>



(1) 23区内に在住していた方

① 移住・就業の場合

- 移住・就業支援事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）
- 就業証明書（移住・就業支援事業補助金の申請用）（様式第2号）
※就業先で記載してもらってください。
- 移住・就業支援事業補助金の交付申請に関する誓約書兼同意書（様式第3号）
- 写真付き身分証明書のコピー
例：運転免許証、個人番号カード、パスポート等のコピー
- 御前崎市の住民票の写し
※世帯向けの金額を申請する場合は申請者を含む世帯員全員分
- 移住元の住民票の除票（又は、戸籍の附票）
※世帯向けの金額を申請する場合は申請者を含む世帯員全員分
- 移住元の区における最近1か年の滞納がないことを確認できる書類
例：納税証明書、完納証明書等

② 移住・起業の場合

- 移住・就業支援事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）
- 移住・就業支援事業補助金の交付申請に関する誓約書兼同意書（様式第3号）
- 写真付き身分証明書のコピー
例：運転免許証、個人番号カード、パスポート等のコピー
- 御前崎市の住民票の写し
※世帯向けの金額を申請する場合は申請者を含む世帯員全員分
- 移住元の住民票の除票（又は、戸籍の附票）
※世帯向けの金額を申請する場合は申請者を含む世帯員全員分
- 移住元の区における最近1か年の滞納がないことを確認できる書類
例：納税証明書、完納証明書等
- 起業支援金の交付決定通知書のコピー

(2) 東京圏に在住し、23区内の法人等に通勤していた方

① 移住・就業の場合

- 移住・就業支援事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）
- 就業証明書（移住・就業支援事業補助金の申請用）（様式第2号）
※就業先で記載してもらってください。

- 移住・就業支援事業補助金の交付申請に関する誓約書兼同意書（様式第3号）
- 写真付き身分証明書のコピー
例：運転免許証、個人番号カード、パスポート等のコピー
- 御前崎市の住民票の写し
※世帯向けの金額を申請する場合は申請者を含む世帯員全員分
- 移住元の住民票の除票（又は、戸籍の附票）
※世帯向けの金額を申請する場合は申請者を含む世帯員全員分
- 移住元の市区町村における最近1か年の滞納がないことを確認できる書類
例：納税証明書、完納証明書等
- 移住元での在勤地、在勤期間、及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類
例：就業証明書、退職証明書、離職票等
※退職した法人等で発行してもらってください。

② 移住・起業の場合

- 移住・就業支援事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）
- 移住・就業支援事業補助金の交付申請に関する誓約書兼同意書（様式第3号）
- 写真付き身分証明書のコピー
例：運転免許証、個人番号カード、パスポート等のコピー
- 御前崎市の住民票の写し
※世帯向けの金額を申請する場合は申請者を含む世帯員全員分
- 移住元の住民票の除票（又は、戸籍の附票）
※世帯向けの金額を申請する場合は申請者を含む世帯員全員分
- 移住元の市区町村における最近1か年の滞納がないことを確認できる書類
例：納税証明書、完納証明書等
- 移住元での在勤地、在勤期間、及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類
例：就業証明書、退職証明書、離職票等
※退職した法人等で発行してもらってください。
- 起業支援金の交付決定通知書のコピー

(3) 東京圏に在住し、23区内に通勤していた法人経営者又は個人事業主であった方

① 移住・就業の場合

- 移住・就業支援事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）
- 就業証明書（移住・就業支援事業補助金の申請用）（様式第2号）
※就業先で記載してもらってください。
- 移住・就業支援事業補助金の交付申請に関する誓約書兼同意書（様式第3号）
- 写真付き身分証明書のコピー
例：運転免許証、個人番号カード、パスポート等のコピー
- 御前崎市の住民票の写し
※世帯向けの金額を申請する場合は申請者を含む世帯員全員分
- 移住元の住民票の除票（又は、戸籍の附票）
※世帯向けの金額を申請する場合は申請者を含む世帯員全員分
- 移住元の市区町村における最近1か年の滞納がないことを確認できる書類
例：納税証明書、完納証明書等
- 移住元での在勤地を確認できる書類
例：開業届出済証明書等
- 移住元での在勤期間を確認できる書類
例：個人事業等の納税証明書等

② 移住・起業の場合

- 移住・就業支援事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）
- 移住・就業支援事業補助金の交付申請に関する誓約書兼同意書（様式第3号）
- 写真付き身分証明書のコピー
例：運転免許証、個人番号カード、パスポート等のコピー
- 御前崎市の住民票の写し
※世帯向けの金額を申請する場合は申請者を含む世帯員全員分
- 移住元の住民票の除票（又は、戸籍の附票）
※世帯向けの金額を申請する場合は申請者を含む世帯員全員分
- 移住元の市区町村における最近1か年の滞納がないことを確認できる書類
例：納税証明書、完納証明書等

- 移住元での在勤地を確認できる書類
例：開業届出済証明書等
- 移住元での在勤期間を確認できる書類
例：個人事業等の納税証明書等
- 起業支援金の交付決定通知書のコピー

5 交付の条件

次の（１）と（２）は、交付を決定する際の条件となります。

- （１） 補助金の申請日から５年以上継続して、御前崎市に居住し、かつ、就業・起業する意思を有していること。ただし、申請日から５年以内に、御前崎市での居住が困難となった場合、又は申請日から１年以内に就業した中小企業等に在職することが困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならないこと。
- （２） 補助金に関する報告及び立入調査について、静岡県及び御前崎市から求められた場合には、それに応じなければならないこと。

6 補助金の返還

次の区分のいずれかに該当する場合は、補助金の全額又は半額を返還していただきます（ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして市長が認めた場合は対象外）。

- （１） 全額の返還
 - ア 虚偽の申請等をした場合
 - イ 補助金の申請日から３年未満に他の市区町村に転出した場合
 - ウ 補助金の申請日から１年以内に支援金の要件を満たさず職を辞した場合
 - エ 起業支援金の交付決定を取り消された場合
- （２） 半額の返還
 - 補助金の申請日から３年以上５年以内に他の市区町村に転出した場合

7 申請の期限

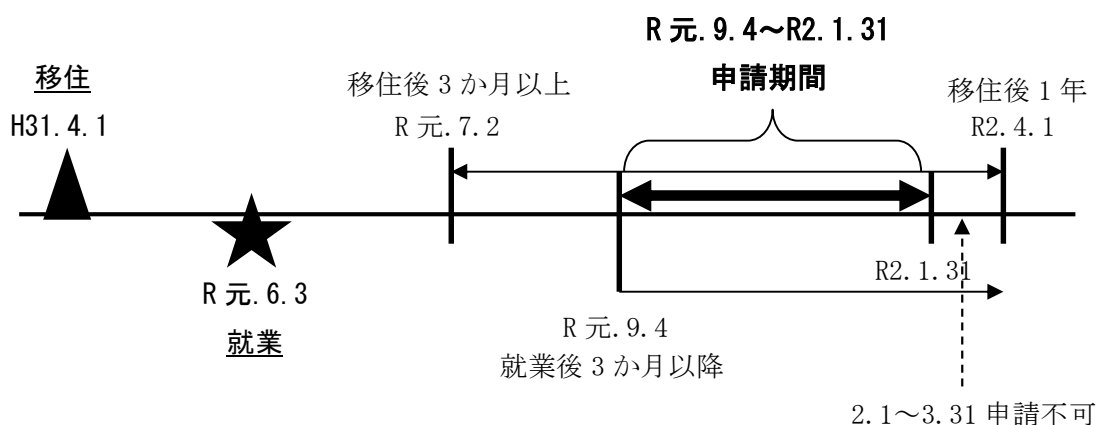
令和3年1月29日（金）までに申請してください。

※ただし、予算の状況によっては期限を変更する可能性がありますので、申請要件を満たした場合は、なるべく早めに申請してください。

<申請期間>

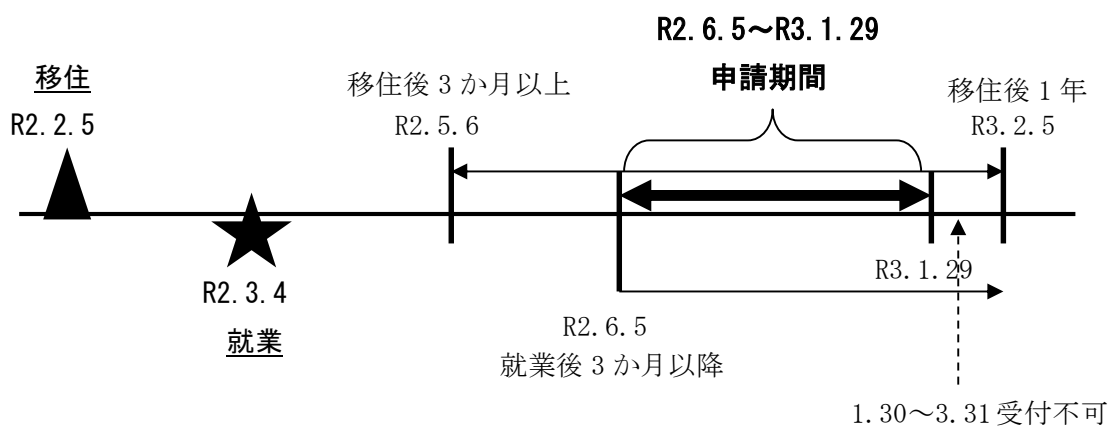
○パターン1

平成31年4月1日に移住し、令和元年6月3日に対象企業に就業した場合



○パターン2

令和2年2月5日に移住し、同年3月4日に対象企業に就業した場合



8 問い合わせ先、申請書の提出先・提出方法

(1) 問い合わせ先、申請書の提出先

御前崎市役所企画政策課

〒437-1692 静岡県御前崎市池新田5585番地 御前崎市役所 2階

電話番号 0537-85-1161

F A X 0537-85-1137

E-Mail kikaku@city.omaezaki.shizuoka.jp

(2) 提出方法

提出先へ直接提出又は郵送

※ FAXやE-Mailでの提出は不可

※ 郵送の場合は提出書類に不備がなかった場合のみ受付します。

様式第1号（第5条関係）

移住・就業支援事業補助金交付申請書兼実績報告書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

御前崎市長 様

御前崎市移住・就業支援事業補助金交付要綱に基づき、補助金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請及び報告します。

1 申請者欄

フリガナ	オマエザキ タロウ	性別	生年月日
氏名	御前崎 太郎 ㊟	男	〇〇〇〇年〇月〇日
住所	〒437-1692 御前崎市池新田5585番地	電話番号	0537-85-1161
メールアドレス	kikaku@city.omaezaki.shizuoka.jp		

2 補助金の内容（該当する欄に○を付けてください）

単身・世帯	単身	<input type="radio"/> 世帯	世帯の場合は同時に移住した家族の人数（1の申請者は含まない）	3人
補助金の種類	<input type="radio"/> 就業	<input type="radio"/> 起業		

3 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください）

申請日から5年以上継続して、御前崎市に居住し、かつ、就業・起業する意思について	<input type="radio"/> A. 意思がある	<input type="radio"/> B. 意思がない
（就業の場合のみ記載） 就業先の法人の代表者又は取締役等の経営を担う者との関係	<input type="radio"/> A. 3親等以内の親族に該当しない	<input type="radio"/> B. 3親等以内の親族に該当する

4 移住元の住所

(注) 移住元に関する要件を満たす5年以上の在住履歴を記載

期 間	住 所
平成25年4月2日 ～平成27年4月10日	〒〇〇〇-〇〇〇〇 東京都〇〇市〇〇 〇丁目〇番〇号
平成27年4月10日 ～令和元年8月1日	〒〇〇〇-〇〇〇〇 東京都〇〇市〇〇 〇丁目〇番〇号
	〒
	〒
	〒

5 (東京特別区の在勤者に該当する場合のみ記載) 東京特別区への在勤履歴

(注) 5年以上の在勤履歴を記載

期 間	就 業 先	就 業 地
平成17年4月1日 ～令和元年7月17日	〇〇〇〇 株式会社	東京都〇〇区〇〇 〇丁目〇番〇号

管理コード (御前崎市使用欄)	
-----------------	--

様式第2号（第5条関係）

就業証明書（移住・就業支援事業補助金の申請用）

令和〇〇年〇〇月〇〇日

御前崎市長 様

所在地 御前崎市池新田〇〇〇番地
 事業所名 有限会社 〇〇〇〇
 代表者名 〇〇 〇〇 印
 電話番号 0537-85-1111
 担当者 〇〇 〇〇

下記のとおり相違ないことを証明します。

勤務者名	御前崎 太郎
勤務者住所	御前崎市池新田5585番地
勤務先所在地	御前崎市池新田〇〇〇番地
勤務先電話番号	0537-85-1111
就業年月日	令和〇〇年8月15日
応募受付年月日	令和〇〇年7月10日 ←採用面接の申込みを行った日を記載
雇用形態	週20時間以上の無期雇用
勤務者と代表者 又は取締役等の 経営を担う者との 関係	3親等以内の親族に該当しない

備考 移住・就業支援事業補助金に関する事務、補助金の交付申請及び補助金交付後の定住・就業継続の確認に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、静岡県及び御前崎市の求めに応じて、同県及び同市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

様式第3号（第5条関係）

移住・就業支援事業補助金の交付申請に関する誓約書兼同意書

移住・就業支援事業補助金の交付申請に当たり、次のとおり誓約及び同意します。

1 誓約事項

- (1) 補助金に関する報告及び立入調査について、静岡県及び御前崎市から求められた場合には、それに応じます。
- (2) 以下の場合には、御前崎市移住・就業支援事業補助金交付要綱に基づき、補助金の全額又は半額を返還します。
 - ア 補助金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - イ 補助金の申請日から3年未満に他の市区町村に転出した場合：全額
 - ウ 補助金の申請日から1年以内に補助金の要件を満たす職を辞した場合：全額
 - エ 起業支援金の交付決定を取り消された場合：全額
 - オ 補助金の申請日から3年以上5年以内に他の市区町村に転出した場合：半額

2 同意事項

- (1) 上記1(2)の誓約事項が遵守されているか確認するために、御前崎市が住民基本台帳に記録されている事項を閲覧することに同意します。
- (2) 静岡県及び御前崎市が、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住・就業支援事業補助金に係る事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認することに同意します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

御前崎市長 様

住所 御前崎市池新田 5585 番地
申請者
氏名 御前崎 太郎 印

様式第5号（第8条関係）

請 求 書

金 1, 0 0 0, 0 0 0 円

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け御企第〇〇〇号により、交付の決定及び確定を受けた御前崎市移住・就業支援事業補助金として、上記のとおり請求します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

御前崎市長 様

住所 御前崎市池新田5585番地

氏名 御前崎 太郎 印

振込先金融機関名及び支店 〇〇銀行〇〇支店

口座種別 普通

口座番号 〇〇〇〇〇〇〇

(フリガナ) オマエザキ タロウ

口座名義 御前崎 太郎